

指令 衛 第10405号

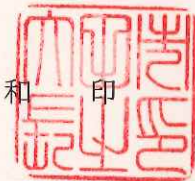
一般廃棄物処理業許可証

住 所 島根県大田市久手町刺鹿1207番地1  
 氏 名 有限会社 三島パーツ  
 代表取締役 春木 真 様

令和5年10月11日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第6項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年10月9日

大田市長 楢野 弘和 印



1 許 可 番 号	第1005号	
2 許 可 する 期 間	令和5年10月22日 から 令和7年10月21日まで (令和6年5月8日から代表者変更による書換) (令和6年10月9日から許可車両追加による書換)	
3 事 業 の 範 囲	事 業 の 区 分	収集運搬業・処分業
	一般廃棄物の種類	可燃物・不燃物
	営 業 区 域	大田市
4 事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地	事務所 大田市久手町刺鹿1207番地1 電話番号 0854-82-8046	
	事業所 大田市久手町刺鹿1207番地1 電話番号 0854-82-8046	
5 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所、主要な設備の構造又は規模、車両の種別並びに台数(許可車両については裏面記載)	積替え保管する一般廃棄物の種類：不燃物のみ 積替え保管場所：大田市久手町刺鹿1207番地1 面積：4.12㎡ 保管量：上限3.71㎡ 高さ：0.9m 許可車両：4台(裏面)  ※令和6年5月8日受付変更届出(代表者変更) ※令和6年10月9日受付変更届出(許可車両1台追加)	

